

## 公益財団法人大分県市町村振興協会サマージャンボ等宝くじ交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会(以下「この法人」という。)  
が市町村に配分するサマージャンボ等宝くじ交付金(以下「この交付金」という。)  
について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 この交付金は、市町村振興宝くじの収益金をもって大分県がこの法人に交付  
する交付金のうち、毎事業年度の予算で定める額を財源とする。

(交付金の対象事業)

第3条 この交付金の交付対象となる事業は、地方財政法(昭和23年法律第109  
号)第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村への配分基準)

第4条 この交付金の市町村への配分については、各市町村に均等に配分する均等割  
及び各市町村の人口数に応じて配分する人口割とし、その割合は、均等割をこの交  
付金の30パーセントと人口割をこの交付金の70パーセントとする。

(交付金の単位)

第5条 この交付金の単位は円単位とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事  
長が定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。